



会員ハンドブック



届けよう看護の声を！私たちの未来へ

日本看護連盟

JAPANESE NURSING FEDERATION

日本看護連盟綱領

- 1 私たちは一人ひとりの知恵と力を結集し、国民の健康と福祉の向上のために強力なる活動を推進いたします。
- 2 私たちは「看護は一つ」の旗のもとに、看護制度改革と労働条件の改善のため、強力なる政治活動を推進いたします。



contents

- 4 看護連盟誕生
- 6 看護協会と看護連盟
- 8 看護連盟の事業
- 9 代表議員による主な実績
- 10 看護連盟のあゆみ
- 27 日本看護連盟歴代会長
- 28 法律ができるまで
- 30 保健医療福祉改革が進む今、看護の発展
そして国民の幸福のために専門職として取り組むこと
- 32 政治の場に代表を送る
- 33 強い組織になるために
- 34 2020年新スローガン
「届けよう看護の声を！ 私たちの未来へ」
- 35 社会から信頼される自律した強い組織になるために
- 36 選挙に行こう！ 投票しよう！
- 38 患者のために夢を追求するナースは、政治の大切さを知っている！
- 40 看護師等の人材確保の促進に関する法律が看護界へ与えた影響
- 44 日本看護連盟の目的達成に向けて
- 45 日本看護連盟会員数の推移
- 46 日本看護連盟支部数
- 47 日本看護連盟の歌
- 48 都道府県看護連盟事務所一覧表
- 50 日本看護連盟規約・規約細則

看護連盟 誕生

1959(S34)

看護連盟は、看護協会の看護政策を実現するための政治団体として誕生しました。

看護連盟の母体である公益社団法人日本看護協会（現公益社団法人日本看護協会）は、「質の高い看護の提供」を目的に、会員への教育や福利厚生等支援活動を通じて日本の看護水準の向上を図るため、昭和21年（1946年）設立されました。

しかし、看護職が抱えるさまざまな問題の中には、政治的手段によってしか解決できない問題があります。そのためには、看護職の代表を国政に送り、看護協会の目指す政策や意見を反映させ、解決していかなければなりません。

そのため、日本看護協会は昭和34年10月、政治団体である日本看護連盟を設立しました。以来今日まで組織代表を国政に送り、法律の制定や改正を通じて看護職の質の向上・労働条件・看護教育の改善などを実現するために大きく貢献しています。



社団法人日本看護協会設立

(現 公益社団法人日本看護協会)

1946(S21)

- 1 社会の変化に応じた看護環境や仕組み作りが必要
- 2 看護職の処遇改善や教育の充実・地位の向上を図るための法律の制定や改正が必要
- 3 陳情や請願の繰り返しだけでは看護に関する法律上の問題解決につながらない

* 公益法人は特定の政党を支持したり選挙運動ができないため政治力が必要

政治力が必要

政治団体 日本看護連盟設立

1959(S34)

目的
看護協会の目的達成に必要な政治活動を行い国民の健康と福祉の向上に貢献する

リフォーム連盟始動!

2005(I17)

公益社団法人日本看護協会へ移行

2011(I23)

スローガン
「ベッドサイドから政治を変える!」を決定。

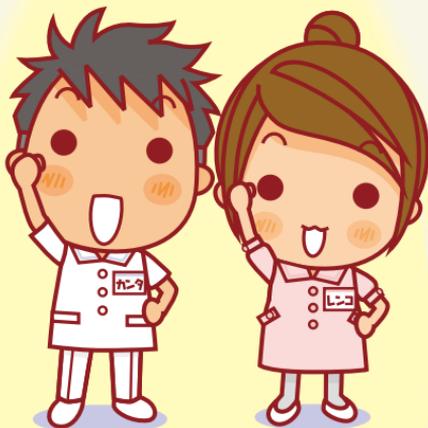
新スローガン

「届けよう看護の声を! 私たちの未来へ」を決定

2020(R2)

看護協会と 看護連盟

現場の 問題



解決のために
必要な法律を変える
根拠ある主張

政治力を発揮する

看護連盟とは……日本看護連盟と都道府県看護連盟
看護協会とは……日本看護協会と都道府県看護協会

看護協会と看護連盟は役割を分担しながら協働して活動し問題解決をはかります。



政策提言活動
看護協会

日本看護協会は

1. 国の保健医療福祉に関する諸々の検討会に委員として出席しています。
2. 毎年、看護政策をまとめた要望書を政府に提出しています。

Politics



政治活動
看護連盟

日本看護連盟は

1. 看護協会の提言する看護政策実現のために政策決定の場である国政・地方議会に代表議員を送ります。
2. 代表議員が看護問題の解決を政策決定の場で進展させるための支援をしています。



看護連盟の事業

看護の問題を政策に反映します。

研修会

支部研修会 都道府県別研修会
都道府県ブロック別研修会 本部研修会

政治啓発活動

職場で直面する諸問題をみんなで話し合い、看護職全体に共通する労働条件の改善等、政治的解決に向けて取り組む。また社会の人々の理解を得て、一緒に活動する。

代表議員および 地元国会議員等 との連携

国会見学・講演会・セミナー・国政報告会・
看護問題小委員会・看護問題対策議員連盟

看護職を代表する議員を政策決定の場へ送ります。

後援会活動

普段から代表議員の政策を看護現場や支援者に伝えたり、看護職一人ひとりが政治への関心を高める活動などを行う。

選挙運動

私達の力で国会や地方議会に代表者を送ります。また看護に理解のある国会議員や地方議員を推薦しこの方々の力も借りて問題解決まで努力する。

陳情・請願活動

組織としての意見をまとめ、国や自治体の政策に反映されるよう国会・行政官庁・地方議会に働きかける。

国民の健康と福祉の向上を目指し、
さまざまな活動を推進しています。

代表議員による主な実績

●労働条件の改善

- 給与・諸手当(特に夜勤)の改善
- 給与表医療職(三)表の改定
- 看護職員の増員
- 夜勤看護職員の車送りの予算化
- 看護職員宿舍の改善、整備
- 病院内保育所設置
- 労働基準法の特例廃止(勤務時間の廃止)
- 日赤従軍看護師慰労金
- 夜間看護手当の増額

●看護教育の充実

- 看護学校の増設、大学、大学院、短大、研修センター設置など

●法律等の制定・改正

- 育児休業法・専修学校法の二法成立
- 看護師等人材確保法の制定(看護大学の急増・ナースセンターの設置など)
- 男性保健士の誕生
- 高齢社会対策基本法
- 専修学校卒業生の大学編入
- 配偶者からの暴力防止法(DV法)
- 看護職の名称「師」で統一
- 看護師国家試験受験資格として新たに
「大学において、必要な学科を修めた者」を追加した
- 保健師・助産師の修業年限を6ヶ月から1年に延長した
- 新人看護師等に対する臨床研修等の努力義務化
- 人材確保法の基本指針に研修を明記し、
病院等の開設者に新人研修実施等の努力義務化
- 保健師助産師看護師法を一部改正し、手順書により特定行為を行う場合の
研修の義務化
- 看護師等人材確保法を一部改正し、病院等の離職者に届出の努力義務化
- 認知症ケア加算

●「看護の日」制定

●健康づくり、老人保健対策、母子保健の充実…保健師、助産師増員など

●中央社会保険医療協議会に看護職委員の登用

看護連盟のあゆみ

看護協会設立
保・助・看
1946(S21)



第1回
参院選

1947(S22)

井上なつゑ(初代協会長) **当選**
(無所属：緑風会)

- 保助看法の制定(1948.S23)
- 東大医学部衛生看護学科創設に奔走
- 看護婦の待遇改善
- 病院設備の改善等
- 厚生省医務局に看護課新設(1948.S23)



第2回
参院選

1950(S25)

候補者なし

第3回
参院選

1953(S28)

井上なつゑ(協会長・無所属) **落選**

第4回
参院選
1956(S31)

井上なつゑ(前協会長・無所属) 落選

● 厚生省看護課廃止(1956.S31)

第5回
参院選
1959(S34)

林 塩(協会長・推薦候補・無所属) 落選

井上なつゑ(前協会長・無所属) 落選

共倒れ

第5回参院選後間もない6月、日本看護協会総会で林会長の惜敗の原因が議論され、日本看護協会も政治活動のできる政治連盟を発足させるべきとの意見が採択された。7月河村郁氏を委員長として「看護政治連盟設立準備委員会」が発足した。

看護連盟誕生 1959(S34)



看護協会の目的を達成するための 団体として結成

陳情や嘆願の繰返しでは看護問題の解決につながらない看護職の代表を国政の場に送り、協会と連盟が一体となって組織的な支援をしていくことを決定した。

友情

信頼

団結

を誓った



第6回
参院選
1962(S37)

協会・連盟の団結による
堂々の勝利!

林 塩(協会長)当選

得票数 ● 518,795票



- 厚生省に看護課復活(1963.S38)
- 社会保険に「基準看護制度創設」

看護婦不足が
社会問題に!

看護婦の
ストライキ!

第7回
参院選
1965(S40)

石本 茂(看護婦会会長・無所属)当選

得票数 ● 439,909票 連盟会員数 ● 36,909人(S39)

- 看護教員養成費の新設
- 夜間看護手当の支給

人事院判定
複数夜勤月8日以内



第8回
参院選
1968(S43)

石本 茂(無所属)
林 塩(自民党公認)

共倒れ

得票数 ● 石本 茂 448,409票

● 林 塩 293,930票

〔組織選挙〕に対する協会・連盟会員の
認識不足を反省し、組織の再出発を誓い合った

● 石本 茂 自民党入党(S45)

石本茂 自民党入党理由

- 法律制定や改正に携わるには、与党でなければならない
野党・無所属では、看護関係の問題解決には繋がらない
- 「看護制度の抜本的改正」の時期であり、石本茂氏の入党
を日本看護協会の臨時総会で承認

- 厚生省の「高卒+1年」の准看護婦養成に関する法案廃案
- 保助看法一部改正(S46)
(看護人(男性)を看護師と改称)



第9回
参院選
1971(S46)

石本 茂(自民党公認)当選

得票数 ● 547,283票 連盟会員数 ● 75,000人(S45)

- 看護関係予算47%アップ
看護教育機関への運営費の補助
ナースバンクの設置
- 自民党内に「看護技術者対策議員連盟」発足(S48.4)
(衆参議員157名加盟)
- 石本 茂 厚生政務次官就任(S48)

第10回
参院選
1974(S49)

看護職候補者なし

- 育児休業法(女子教育・看護婦・保母)・専修学校法成立(S50)
- 石本 茂 厚生政務次官再就任(S51)
- 夜勤看護婦車送りの予算化(S52)
- 看護連の活躍で夜間看護手当 350円→1,000円に(S48)

第11回
参院選
1977(S52)

石本 茂(自民党公認)当選

得票数 ● 651,553票 連盟会員数 ● 80,198人(S50)

- 国立看護研修研究センター設立
- 保健婦の増員
- 労基法特別規定の廃止
- 日赤看護婦慰労金給付実現

第12回
参院選
1980(S55)

寺沼幸子 落選

得票数 ● 527,066票 連盟会員数 ● 98,024人(S55)

第13回
参院選
1983(S58)

比例代表制導入:拘束名簿式

石本 茂(自民党公認 比例第13位) 当選

連盟会員数 ● 109,980人(S58)

- 石本 茂 看護問題小委員会委員長就任
- 石本 茂 国務大臣 環境庁長官就任(S59)

第14回
参院選
1986(S61)

清水嘉与子(自民党公認 比例第23位) 落選

連盟会員数 ● 122,624人(S61)

石本 茂

21年間の任期を終え引退(H元.7.7)



第15回
参院選
1989(H元)

清水嘉与子(自民党公認 比例第1位)当選

連盟会員数 ● 137,327人(H元)

- 清水嘉与子
党社会部会 看護問題小委員会委員長就任



「当面の看護婦不足に対する
緊急対策」提言



「看護の日」制定

および夜間看護手当のアップ(3,200円に増額)に!(H2.12)

- ★ 平成3年度看護関係予算 対前年比138%(H2.12)
- ★ 国家公務員看護部長7級新設(H3.12)



看護の心をみんなの心に

5月12日は
看護の日

第16回
参院選
1992(H4)

南野知恵子(自民党公認 比例第16位) **当選**

連盟会員数 ● 147,769人(H4)

- 清水嘉与子
労働政務次官就任(H4.12)

平成5年度看護関係予算
対前年比120%



「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」(H4.6)

★看護技術者対策議員連盟

清水嘉与子 事務局長就任

南野知恵子 事務局次長就任(H5.8)

- 男性保健士の誕生(H5.11)

清水・南野議員の努力による

* 平成6年度看護関係予算 対前年比103%(H6.6)

* 平成7年度看護関係予算 対前年比104%(H7.3)

- 看護婦国家試験合格発表(H9より3月に)



国家公務員新卒看護師の

昇給月の繰上げ(7月→4月)が決定(H7.3)

第17回
参院選
1995(H7)

清水嘉与子(自民党公認 比例第7位) **当選**

連盟会員数 ● 160,858人(H7)

- 南野知恵子 労働政務次官就任(H7.8)
- 「高齢社会対策基本法案」成立(H7.11)
- 労働安全衛生法一部改正「産業保健師」誕生(H8.1)
- 労働省の外郭団体に看護職ポスト創設(H8.1)
- 清水嘉与子 参院文教委員長就任(H8.6)
- 南野知恵子 参院厚生委員会理事就任(H8.11)

小選挙区比例代表並立制

第41回
衆院選
1996(H8)

能勢和子
(自民党公認 中国ブロック比例区第1位) **当選**

連盟会員数 ● 167,762人(H8)

- 環境大臣政務官就任(H16.9)

第42回衆院選 落選

第43回衆院選 (中国ブロック比例区第4位 当選)



- 学校教育法改正(H10.6)
看護専修学校卒業者に大学編入への道開かれる

第18回
参院選
1998(H10)

南野知恵子(自民党公認 比例第7位)当選

連盟会員数●180,644人(H10)

- 男女共同参画基本法成立(H11.6)
- 清水嘉与子 環境庁長官就任(H11.6)
- 南野知恵子 自民党女性局長就任(H11.11)
- 清水嘉与子 環境庁長官再任(H12.4)
- 参院選非拘束名簿式導入決定(H12.10)
- DV防止法成立(H13.4)
- 南野知恵子 厚生労働副大臣就任(H13.4)

非拘束名簿式

第19回
参院選
2001(H13)

清水嘉与子(自民党公認 比例12位/20人)当選

得票数●174,517票 連盟会員数●195,803人(H13)

- 保助看法一部改正
看護婦の名称「師」で統一(H13.12)
- 性同一性障害特例法成立(H15.7)
- 中央社会保険医療協議会に
初めて看護職専門委員就任(H15.12)

第20回
参院選
2004(H16)

非拘束名簿式

南野知恵子(自民党公認 比例14位/15人)当選

得票数 ● 152,685票

連盟会員数 ● 198,787人(H16)

- 清水嘉与子 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長に就任(H16.7)
- 南野知恵子 法務大臣就任(H16.9)
- 能勢 和子 環境大臣政務官に就任(H16.9)
- 清水嘉与子 少子高齢社会に関する調査会長に就任(H16.10)

リフォーム連盟始動!(2005年~)



第44回
衆院選
2005(H17)

小選挙区比例代表並立制

あべ俊子(自民党公認 中国ブロック比例区第1位)当選

岡山県第3区

得票数 ● 59,303票

連盟会員数 ● 193,191人(H17)

- 新人国会議員の夜勤実態視察(H17.11)
- 診療報酬改定 入院基本料7:1創設(H18.4)



第21回
参院選
2007(H19)

松原まなみ(自民党公認 比例18位/14人)落選

得票数 ● 167,594票

連盟会員数 ● 194,823人(H19)

清水 嘉与子

18年間の任期を終え引退(H19.7.28)



2009年(H21)

- 日本看護連盟創設50周年記念式典挙行(H21.5.29)
- 改正保健師助産師看護師法、
改正看護師等人材確保法成立(H21.7.9)
看護の質向上と確保に関するプロジェクトチームの成果

第45回
衆院選
2009(H21)

あべ俊子

(自民党公認 中国ブロック比例区第1位)

岡山県第3区

当選

得票数 ● 52,626票

連盟会員数 ● 199,405人(H21)

- 自民党議席296から119に減らし大敗
民主党議席115から308に増
- 政権交代(民主党・国民新党・社民党の連立政権)(H21.9.16)
- 臨時全国会長会開催 次期参院選は自民党公認を受けることを改めて決定(H21.10.4)
- 日本看護協会ニュースリリース 「第22回参議院選挙 組織代表候補予定者の支持撤回」(H21.11.26)

第22回
参院選
2010(H22)

高階恵美子

(自民党公認 比例4位/12人)当選



得票数 ● 210,443票

連盟会員数 ● 196,806人(H22)

南野 知恵子

18年間の任期を終え引退(H22.7.25)



- 自民党改選38議席を51議席獲得し改選第1党となる。
- 民主党改選54議席を44議席に減、与党過半数割れて
ねじれ国会となる。
- あべ俊子 文部科学委員会委員
厚生労働委員会委員
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会委員
青少年問題に関する特別委員会委員
- 高階恵美子 厚生労働委員会委員
行政監視委員会委員
- 自民党にシャドーキャビネット設置(H22.9.11)
- あべ俊子 内閣府少子化対策・スポーツ・男女共同参画担当副大臣
- 看護問題小委員会活動開始(H22.11.30)
委員長 田村憲久 副委員長 あべ俊子・高階恵美子

第46回
衆院選
2012(H24)

- 看護問題対策議員連盟会員 衆議院115名中109名
参議院82名中58名(H22.12現在)

2011年(H23)

- 3月11日 14時46分 東日本大震災
マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震発生
東京電力福島第1原子力発電所は地震後、
レベル「7」の深刻な原子力事故が発生

2012年(H24)

- 衆議院解散(野田内閣)(H24.11.16)

あべ俊子

(自民党公認 中国ブロック比例) **当選**

得票数 ● 53,986票

- 自民党議席119から294に圧倒的増
民主党議席230から173減の57と大敗(H24.12.16)
- 再び政権交代となる
- 第96代内閣総理大臣 安倍晋三 就任
自由民主党・公明党連立政権樹立(H24.12.26)
- あべ俊子 外務大臣政務官就任(H24.12.27)

第23回
参院選
2013(H25)

石田昌宏

(自民党公認 比例11位/18人)当選



得票数 ● 201,109票

連盟会員数 ● 200,923人(H24)

2014年(H26)～

- 看護連盟は、第103回看護師国家試験日に大雪等の影響で受験できなかった者等の追加試験を実施するよう厚生労働大臣に要望書を提出(H26.2.26)
結果 追加試験が実施され595人が合格(H26.3.19)
- 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(医療・介護関連法律の一括法)成立(H26.6.18)
- あべ俊子 農林水産副大臣就任(H26.9.3)
- 高階恵美子 厚生労働大臣政務官就任(H26.9.4)
- 石田昌宏 財政金融委員会委員
予算委員会委員
沖縄及び北方問題に関する特別委員会理事
憲法審査会委員

第47回
衆院選
2014(H26)

あべ俊子

(自民党公認 中国ブロック比例) 当選

得票数 ● 57,647票



木村弥生

(自民党公認 北関東ブロック純粋比例) 当選

第**24**回
参院選
2016(H28)

第**48**回
衆院選
2017(H29)

高階恵美子

(自民党公認 比例11位/19人)当選

得票数 ● 177,810票

連盟会員数 ● 204,744人(H27)

あべ俊子

(無所属 岡山県第三区) 当選 [当選後自民党公認]

得票数 ● 59,488票

木村弥生

(自民党公認 近畿ブロック比例) 当選

得票数 ● 56,534票

2016年(H28)～

- あべ俊子 自民党副幹事長(H28.8月～)
財務金融委員会筆頭理事
一億総活躍推進本部女性活躍・子育て・
幼児教育プロジェクトチーム座長
- 高階恵美子 文教科学委員会 委員長
東日本大震災復興特別委員
看護問題小委員会 副委員長
自民党看護問題対策議員連盟 事務局長
女性医療職エンバウメント推進議員連盟 幹事長
- 石田昌宏 自民党国会対策委員会 副委員長
厚生労働委員会 筆頭理事
自民党財務金融部会 副部会長
厚生関係団体委員会 副委員長
看護問題対策議員連盟 幹事
- 木村弥生 国土交通部会 部会長
厚生関係団体委員会 副委員長
雇用問題調査会 幹事
待機児童問題等対策特命チーム 座長

第25回
参院選
2019(R1)

- あべ俊子 外務副大臣に就任(H30.10.4)
- たかがい恵美子 厚生労働副大臣に就任(H30.10.4)
- 石田昌宏 参議院厚生労働委員長に就任(H30.10.24)

石田昌宏

(自民党公認 比例12位/19人 上位2人は特定枠) **当選**

得票数 ● 189,893票 医療系候補の中でトップ当選
連盟会員数 ● 195,586人(2019年度)

- 木村やよい 総務大臣政務官に就任(R1.9.11)

2020年11月現在

- あべ俊子 自民党行政改革推進本部役員
衆議院外務委員長
- 高階恵美子 自民党政調副会長(厚生労働部会・文部科学部会担当)
自民党新型コロナウイルス感染症対策本部副本部長
参議院予算委員会
参議院文教科学委員会
参議院資源エネルギー調査会
参議院東日本大震災復興特別委員会筆頭理事
- 石田昌宏 参議院厚生労働委員会筆頭理事
参議院自民党参議院国会対策委員会副委員長
- 木村弥生 自民党副幹事長、国土交通部会副副会长
衆議院総務委員会
衆議院厚生労働委員会
衆議院消費者問題に関する特別委員会
女性活躍推進特別委員会事務局長
行革推進本部縦割り行政の打破に関するPT副座長

日本看護連盟歴代会長



初代会長

林 塩

(昭和35年度～昭和41年度)



第八代会長

見藤 隆子

(平成5年度～平成6年度)



第二代会長

須古 都

(昭和42年度～昭和43年度)



第九代会長

臼杵 久子

(平成7年度～平成15年度)



第三代会長

水野 しづ

(昭和44年度)



第十代会長

見藤 隆子

(平成16年度～平成20年度)



第四代会長

関 光

(昭和45年度～昭和55年度)



第十一代会長

清水 嘉与子

(平成21年度～平成24年度)



第五代会長

宮田 父代子

(昭和56年度～昭和61年度)



第十二代会長

草間 朋子

(平成25年度～)



第六代会長

大森 文子

(昭和62年度～平成2年度)



第十三代会長

大島 敏子

(令和元年度～)



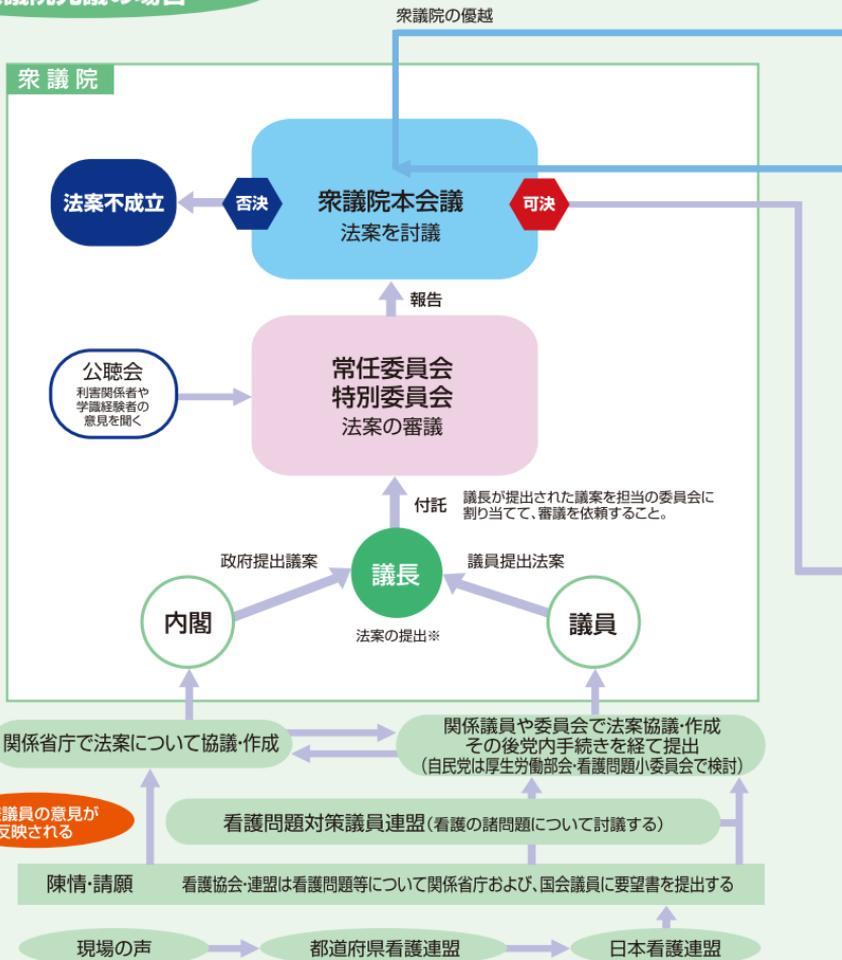
第七代会長

有田 幸子

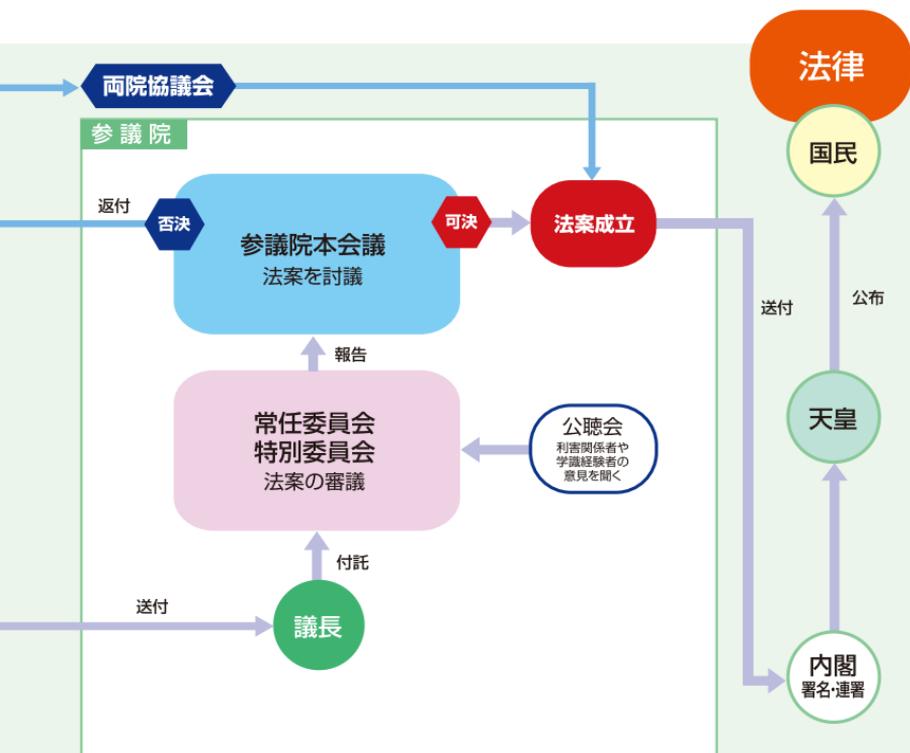
(平成3年度～平成4年度)

法律ができるまで

衆議院先議の場合



法律はどのようにして決まるのでしょうか。その流れを簡単に説明します。



※法案の提出

法案には内閣政府提出議案と議員提出議案の2種類あります。

- 政府提出議案: 関係各省庁の協議や関係議員に説明、意見聴取により法案を作成する。
- 議員提出議案: 法案提出には衆議院議員20人以上、参議院議員10人以上の賛成が必要。
予算関係の場合は衆議院議員50人以上、参議院議員20人以上の賛成が必要。

保健医療福祉改革が進む今、 そして国民の幸福のために

働き続けられる職場環境づくり

- 夜勤交替制勤務に従事する看護職が健康で働き続けられる最低条件等の実現
- 必要な人員配置が可能となる診療報酬の実現
- 給与等労働条件の地域格差縮減
- 保育施設の整備

看護師基礎教育および保健師・助産師教育の充実

- 看護師基礎教育の4年制化
- 保健師・助産師教育の大学院化

看護職の卒後臨床研修制度の推進

- 新人研修の義務化

高度な知識・技術を持つ専門看護師・認定看護師の養成強化と活用、配置の促進



看護の発展 専門職として取り組むこと



チーム医療を推進するための看護職の専門性の向上と役割拡大

- これからの保健医療福祉の中における保健師・助産師・看護師の役割拡大の推進
- ナース・プラクティショナー（仮称）制度の構築

保健師の専門性を発揮するための活動基盤強化

助産師による安全で安心な出産環境提供体制の推進

職場の医療安全対策の強化と医療安全文化の醸成のための環境整備

障がい者自立支援法が適用する入所施設に看護師を配置

医療施設と地域連携を支援するために通院調整部門の設置と看護職専任担当者の配置

在宅療養を支える訪問看護を基盤としたサービス提供体制の確保と整備

- 訪問看護を基盤とした看護小規模多機能型居宅介護の推進
- 地域における看取りの体制作り

東日本大震災復興支援事業の推進

保健医療福祉関連の税制改正

診療報酬改定の検討の場への看護職の参画

制度を変えると看護が変わる！

政治の場に代表を送る

あなたも
立候補
しませんか？

看護の現場の声こそが看護の向上と
国民の健康に大きく寄与します



例 参議院の場合

参議院議員の定数 総定数245人(令和4年より248人予定)

参議院の選挙 6年任期、半数ずつ改選によって3年に1度の選挙

当選させたい候補者の
名前を書きましょう

候補者の得票数の多い順に
当選が決まります

参議院比例代表選挙は非拘束名簿式です。

公示

政党が選管に公認した候補者名簿を届け出ます

投票

有権者は投票用紙に候補者名(政党名も可)を書いて投票します

開票

〇〇党候補者全員の得票数 + 政党名の得票数 → 〇〇党の総得票数

非拘束名簿式とは

1. 政党の総得票数に基づいて各政党の当選者の数が決まります。
2. 各政党に配分された当選者の数の中で、候補者個人の得票数の多い順に当選が決まります。

強い組織になるために

例

会員一人ひとりが自律し
自分たちが政治を変える
という強い意志をもつ

会員一人ひとりの日常の
看護の現場で起こる問題に
ついては「政治力なくして解決
なし」の考えから投票に行く

研修などを通して
看護と政治の重要性を
認識し活動の根拠とする

会員-支部-都道府県-本部との
密度の高い情報の共有

十分な票を
獲得する
選挙活動が
できる

連盟のパワーアップ!

地方政治に
影響を与える
政治活動が
できる

**リフォーム連盟
2005~**

会員活動は
支部中心

地方政界で
の政治力
強化活動

活発な
情報流通の
確立

研修の
システム化

議員
候補者の
育成

看護職は、専門職組織を通じて、看護の質を高めるための
制度の確立に参画し、より良い社会づくりに貢献する。

—日本看護協会「看護者の倫理綱領」条文15を一部改変—

2020年新スローガン 「届けよう看護の声を！私たちの未来へ」

- 平成17年度通常総会で「リフォーム連盟」を可決
会員一人ひとりの自律に基づくネットワーク型組織への改革をすすめる
- 令和2年度通常総会で新スローガン「届けよう看護の声を！私たちの未来へ」
を決定。フローレンス・ナイチンゲール生誕200年に活動の原点を踏襲し
未来志向のスローガンを掲げた

改革の5つの柱と具体的な活動

1

会員活動は支部を中心とする

- ・2020年度支部数 678支部(2021年1月末現在)

2

地方政界での政治力強化活動

- ・都道府県看護職議員 1名 市長 1名
市町村看護職議員 24名 (2021年1月末現在)

3

活発な情報ネットワークの確立

- ・新聞→機関誌「アンフィニ」／ファックスニュース「ミニアンフィニ」
／WEBアンフィニ／LINEアンフィニ／facebook

4

役員に対して徹底研修

- ・支部役員研修会・新会長研修会・ブロック別看護管理者等政策セミナーの開催

5

議員候補者の育成・支援

社会から信頼される 自律した強い組織になるために

看護連盟組織力の強化 2011～2021

1

確かな政策実現力

看護現場の声を理解する議員を増やし、希望する政策を実現する力

2

強力な集票力

現役160万人の看護職に見合った集票力

3

多くの人材提供力

選挙をできる人材を多数抱える力

4

情報ネットワークの確立

会員・非会員に対する広報活動の推進



選挙に行こう！投票しよう！

一人の力(参政権)を 大きな政治力にするために

私達は日本国民として3つの基本的人権が与えられています。
その1つが参政権です。

そして選挙は民主政治で最も重要な役割を担っています。
私たち個人の力は弱いものですが、一人ひとりの言葉や行動が
まとまれば社会の情勢を左右する世論という力になります。また、
選挙で一票一票を積み上げ、自分が支持する候補者を当選させ、
その人を通してよりよい政治を行ってもらうことができます。

私たち一人ひとりの力を結集して看護環境を変えていきます

●あなたが選挙前に自由にできること(公示の前)

1. 特定の人の社会的、文化的活動を援助するための後援会への加入
2. 友人、知人、隣近所に後援会への加入を勧める
3. 後援会や立候補しようとする人への寄付(ただし、政治資金規正法により寄付額等に制限があります)
4. 立候補しようとする人について職場の仲間と話し合いをする
5. 個人または団体に候補者を推薦する

●あなたが選挙期間中(候補者が立候補届出後)にできること

1. 友人や知人に会った時、「〇さんをお願いします」「〇さんが当選するように応援してください」などと投票や応援を依頼する
2. 自分の家や職場などに訪ねて来た人に、投票や応援を依頼する
3. 電話で投票や運動を依頼する
4. 演説会の応援弁士になる
5. 町内会、同窓会、職場の親睦会等の会合に出て、責任者の承諾を得て、休憩時間中、居合わせた人に自分の支持する候補者のために挨拶をする
6. 民間の職場では責任者の承諾を得て、休憩時間中、居合わせた人に自分の支持する候補者のために挨拶をする

あなたの大切な一票を無駄にしないで!もったいない!

7. 選挙運動用ハガキを選挙事務所からもらい、投票依頼する友人・知人の宛名や、推薦人の名前を書いて選挙事務所に戻してから郵送してもらう
8. 自分の家の中に「〇氏の当選を祈る」などと自書して掲示する
ただし、アパートの通路、ビルの廊下など共有の場所は禁止されています

期日前投票(不在者投票)を利用しましょう!
(公示日の翌日から投票日前日まで)

投票用紙には候補者の名前を書きましょう!



患者のために夢を追求するナースは、

公務員の選挙運動

国家公務員や地方公務員はその地位を利用して選挙運動をすることは禁じられています。

また、政党や政治団体の役員、顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員になることができません。しかし日頃から個人の意志で同じ『志』をもった仲間を増やしていくことはできます。

また、たまたま路上で出会った友人等に投票をお願いすることもできます。

選挙運動と後援会活動の違い

選挙運動とは、選挙公示日から投票日前日までの投票依頼活動をいいます。

選挙運動の3要素

○○の選挙で○○に投票して下さい
(を)よろしく

後援会活動とは、選挙運動期間内以外に行なわれる候補者の政治活動をいいます。



政治の大切さを知っている！

してはいけない 選挙運動

投票を頼むため各戸を訪問する
候補者の名前を街頭でふれ歩く
自分の手持ちの葉書等で
友人等に投票を頼む
陣中見舞いとしてお酒等を
候補者に贈る

事前運動と みなされる行為

選挙期間外に
有権者に対して
投票依頼をすること
(会話・文書等)

後援会とは

現職の議員や、議員を目指す
人を推薦支持する団体で、選
挙が目的ではなく、政治活動
を後援するのを目的とする。

看護師等の人材確保の促進に関する法律

目的

この法律は、急速な高齢化の進展および保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、看護師等の確保の重要性が著しく増大していることに鑑み、看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を、看護に対する国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ図るための措置を講ずることにより、病院等看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保することで国民の保健医療の向上に資することを目的とする。



が看護界へ与えた影響

看護界への影響

1992年

- 診療報酬改定。基準看護加算20%程度的大幅アップ！
「夜間勤務等看護加算」を新設、複数夜勤体制と夜勤回数が要件。
- 「看護の日」（1990年制定）行事で、看護職の就業促進、看護への理解などを目的とした「ふれあい看護体験」開始。
- 厚生省、看護師等養成所運営費補助の充実強化。自治省、看護系大学・短大設置に財政援助を発表。看護大学の新設、短大の四大化進む。
- 「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」公布
週休2日制の普及促進、年次有給休暇の取得促進、残業の逡減目指す。
- 国家公務員看護職員完全週休2日制。自治体がならう。
- 文部・厚生・労働省「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」告示
院内保育など保育対策充実、組織内の看護部門位置付けなどの措置。
- 老人訪問看護ステーション設置

1993年

- 日看協「認定看護管理者制度」ファーストレベル教育開始。
- 厚生省「看護業務検討会報告書」まとまる。
- ナースセンター設置され翌年からナースバンク事業などを強化。

1994年

- 診療報酬改定。新看護体系が創設され、精神・一般病棟種別に関係ない看護体制がとれるようになる。「夜間勤務等看護加算」では「4人体制・月9回以内」の区分新設。
- 法定労働時間は週40時間になる。

1996年

- 診療報酬改定。「夜間勤務等看護加算」要件が、「夜勤人数・回数」から「患者数対夜勤看護要員・夜勤労働時間」に変更され、上限は「患者15人対夜勤看護職員1以下、月平均夜勤72時間以下」
- 厚生省「看護職員確保対策特別事業の実施について」(通知) 看護職員確保対策の一環として国庫補助。

1998年

- 「学校教育法等の一部を改正する法律」公布。
専修学校の卒業生にも大学編入の道

2000年

- 厚労省「看護職員就労確保総合支援事業の実施について」(通知)
- 看護職に守秘義務の規定
- 第4次医療法改正により「一般病床」と「療養病床」に区分され、「一般病床」の看護職員配置基準が4:1から3:1に引き上げられた。

2001年

- 看護婦の名称「師」に統一

2002年

- 国公私立看護系大学が100校を超え、大学院の設置も進む
- 診療報酬改定。「夜間勤務等看護加算」の上限を「患者10人対夜勤看護職員1以下、月平均72時間以下」に引き下げ、「30対1」を廃止。
- チーム医療の評価に伴い専任の看護師が算定要件に入る(緩和ケア、がん化学療法)

2003年

- 中医協に初の看護専門職専門委員登用

2004年

- 専門看護師100人、認定看護師1000人を超える

2006年

- 診療報酬改定、入院基本料7:1新設

2009年

- 保健師助産師看護師法ならびに看護師等人材確保法改正改正のポイント
 - ①看護師国家試験受験資格として大学卒業を追加明記
 - ②保健師・助産師教育の教育年限を6か月以上から1年以上にすること
 - ③卒後臨床研修の努力義務化

2014年

- 看護師の特定行為研修制度創設
- 看護師等の離職時における都道府県ナースセンターへの届出規定(努力義務)の創設・人材確保法の改正
- 大雪による看護師国家試験の追加試験の実施(595人合格)

2016年

- 2月 平成28年度診療報酬改定
1. 夜間看護体制の充実に関する評価として、下記が新設
 - 看護職員夜間16対1配置加算
 - 夜間30対1急性期看護補助体制加算
 - 夜間看護体制加算
 2. 病院看護師の参画と役割が明記され下記が新設
 - 退院支援加算
 - 退院後訪問指導料
 - 訪問看護同行加算
 3. 「認知症ケア加算」の創設

2018年

- 一般病棟入院基本料(7:1、10:1)の再編
- 「退院支援加算」から「入退院支援加算」に名称変更「入院時支援加算」の新設
- 機能強化型訪問看護管理療養費の新設
- 看護、介護職員連携強化加算の新設
- 訪問看護ターミナルケア療養費の新設
- 国公立看護系大学 265校設置
- 専門看護師2,075人(13分野)
認定看護師18,542人(21分野)

日本看護連盟の目的達成に向けて

日本看護連盟の主な役割

- 選挙方針の決定と徹底
- 国会での政治力強化
- 情報発信の活性化
- 会員拡大
- 人材育成
- テキストやグッズなどの作成
- その他

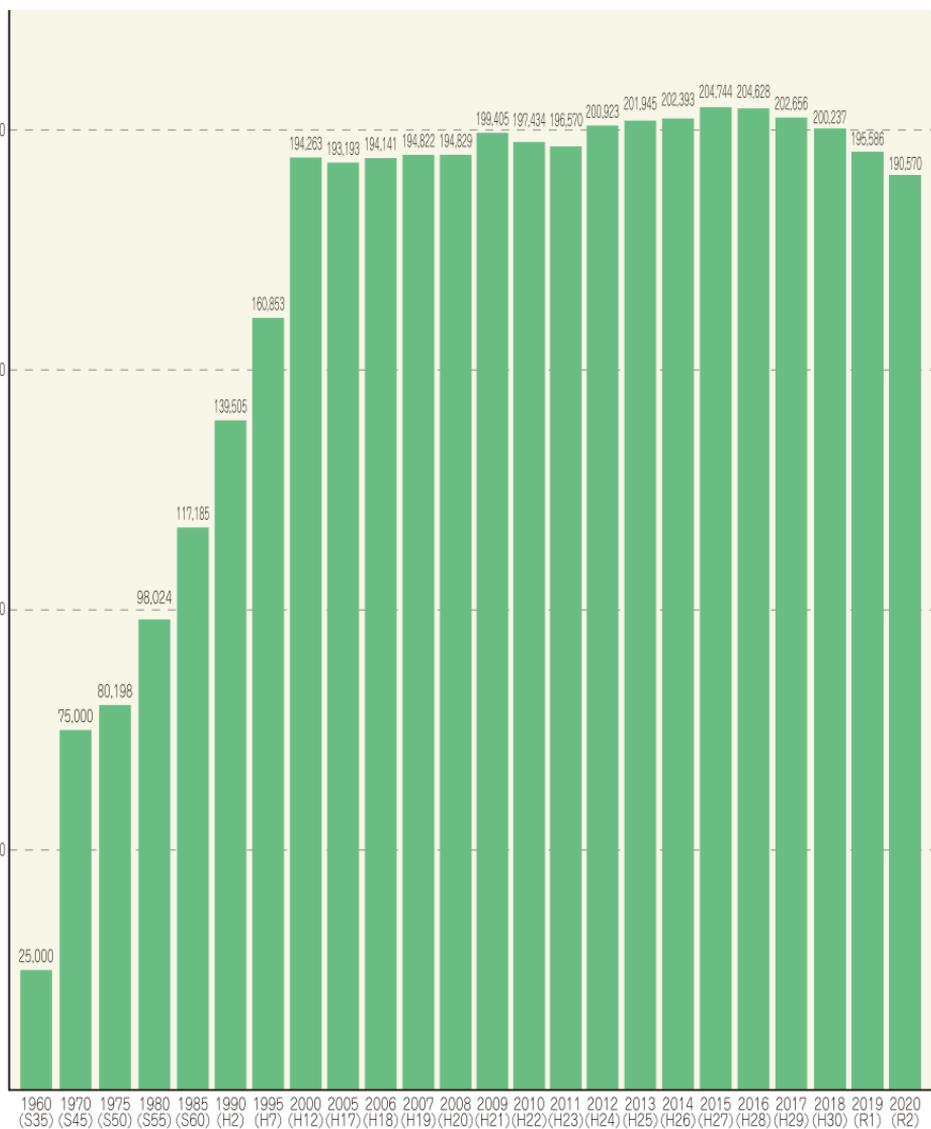
都道府県看護連盟の主な役割

- 支部の総括・調整・支援
- 地方議員の擁立
- 看護議連の設置・運営
- 都道府県協会、他団体との連携
- 会員拡大
- OB会、施設代表者会議などの運営
- 都道府県単位に必要な研修
- 政治資金収支報告書の作成・提出
- その他

支部の主な役割

- 会員拡大
- 支部役員の増加
- 施設連絡員の統括・支援
- 研修の実施
- 後援会活動
- 選挙活動
- その他

日本看護連盟会員数の推移



日本看護連盟支部数

都道府県名	支部数
北海道	31
青森	9
岩手	15
宮城	12
秋田	14
山形	11
福島	29
茨城	18
栃木	16
群馬	18
埼玉	12
千葉	16
神奈川	12
東京	15
新潟	13
山梨	10
長野	20
富山	15
石川	10
福井	11
岐阜	18
静岡	14
愛知	21
三重	18

都道府県名	支部数
滋賀	8
京都	8
大阪	20
兵庫	26
奈良	8
和歌山	10
鳥取	7
島根	12
岡山	20
広島	11
山口	18
徳島	8
香川	15
愛媛	16
高知	7
福岡	22
佐賀	7
長崎	20
熊本	12
大分	12
宮崎	10
鹿児島	11
沖縄	12
合計	678

2021年1月末日

日本看護連盟の歌

Moderato March Tempo

ひ の も と の ゆ る が ぬ は な や な で し こ
 の こ こ ー ろ ゆ た か に こ こ ろ ゆ た か に つ づ に ひ ろ め
 ん か お る - な で し こ に ほ ん か ん ご れ ん め い

日本看護連盟の歌

柴田キヨ子 作曲
 白石十四男 作詞

一、日の本の

ゆるがぬ花や なでしこの

心ゆたかに

心ゆたかに 津々に広めん

香るなでしこ 日本看護連盟

二、諸人に

白衣の姿 目に映えて

使命尊し

使命尊し 永久に榮えん

白衣かがやく 日本看護連盟

三、心して

若き芽生えを また老いを

明るき園生に

明るき園生に 育そだてみ行かなん

清き心の 日本看護連盟

あなたも会員になりませんか

あなたの友人にも入会をお勧めください

日本看護協会の会員であれば、誰でも自由に連盟会員になれます。新会員を増やしましょう！一人ひとりの行動が目的達成の原動力となるのです。

賛助会員・学生会員の入会もお勧めください

看護職以外の方・看護学生の方で当連盟活動の主旨に賛同いただける方であればどなたでも入会できます。ぜひ加入をお勧めください。

入会手続き、会費等については、都道府県看護連盟にお問い合わせください。

お申し込み方法

入会のお申し込みは、会費納入票にご記入の上、都道府県看護連盟までにご提出ください。また、参考資料をご希望の方、その他お問い合わせ等は都道府県看護連盟または日本看護連盟までご連絡ください。

都道府県看護連盟事務所一覧表

県名	〒	住 所	TEL
北海道看護連盟	060-0002	札幌市中央区北2条西3丁目1番地 敷島ビル6階	011-219-3578
青森県看護連盟	030-0803	青森市安方1丁目10-16 一般財団法人青森県自由民主会館303号室	017-773-1954
岩手県看護連盟	020-0021	盛岡市中央通3-11-6 グランディール中央3-B号	019-625-7666
宮城県看護連盟	983-0852	仙台市宮城野区榴岡2丁目2番8号 コーボ童子303号	022-293-1720
秋田県看護連盟	010-0922	秋田市旭北栄町4-23	018-867-7474
山形県看護連盟	990-0023	山形市松波4-1-39 2F	023-633-8153
福島県看護連盟	963-8871	郡山市本町一丁目19番8号 生天目ビル1階	024-973-8819
茨城県看護連盟	310-0034	水戸市緑町3-5-35	029-225-3992
栃木県看護連盟	320-0838	宇都宮市吉野2-8-15	028-610-1035
群馬県看護連盟	371-0007	前橋市上泉町1858-7	027-264-1081
埼玉県看護連盟	331-0078	さいたま市西区西大宮3丁目3番地 埼玉県看護協会研修センター内	048-625-7002
千葉県看護連盟	260-0843	千葉市中央区末広5-8-6 大松ビル302号	043-305-1213
神奈川県看護連盟	231-0037	横浜市中区富士見町2-6 コルニッシュ横浜2F	045-263-2801
東京都看護連盟	150-0001	渋谷区神宮前1-10-34 原宿コーポ別館511号室	03-3796-0270
新潟県看護連盟	951-8133	新潟市中央区川岸町2-11 新潟県看護研修センター内	025-266-2360
山梨県看護連盟	400-0807	甲府市東光寺2丁目25-1 看護教育研修センター内	055-224-1578
長野県看護連盟	390-0802	松本市旭2丁目11番34号 長野県看護協会会館	0263-35-3556
富山県看護連盟	930-0885	富山市鶴島字川原1907-1	076-431-7855
石川県看護連盟	920-0931	金沢市兼六元町3番69号	076-232-5501
福井県看護連盟	918-8206	福井市北四ッ居町601 2階	0776-53-7654
岐阜県看護連盟	500-8367	岐阜市宇佐南4丁目7番16号 1階東アミューズBR	058-268-7340
静岡県看護連盟	422-8067	静岡市駿河区南町13-3 TKビル2階	054-202-0753
愛知県看護連盟	450-0003	名古屋市中区村区名駅南1-28-21 ワキタビル3階	052-533-7115
三重県看護連盟	514-0062	津市観音寺町字東浦457-3	059-226-0862

県名	〒	住 所	TEL
滋賀県看護連盟	524-0037	守山市梅田町2番1号 セルバ守山112B	077-514-1331
京都府看護連盟	601-8003	京都市南区東九条西山王町11 白川ビルII 302	075-662-5737
大阪府看護連盟	537-0025	大阪市東成区中道3-15-16毎日東ビル302	06-4308-5215
兵庫県看護連盟	650-0004	神戸市中央区中山手通5-1-3 イトーヨーギョー神戸ビル3階	078-382-3150
奈良県看護連盟	634-0078	橿原市八木町1-7-39 林田ビル3F	0744-25-4870
和歌山県看護連盟	640-8323	和歌山市太田4-11-18 リベラルパレス太田501	073-488-6575
鳥取県看護連盟	680-0846	鳥取市扇町65	0857-23-3801
鳥根県看護連盟	690-0049	松江市袖師町7-11 看護研修センター内	0852-27-6361
岡山県看護連盟	700-0805	岡山市北区兵団4-31 岡山県看護会館5階	086-223-8242
広島県看護連盟	730-0803	広島市中区広瀬北町9-2	082-293-9785
山口県看護連盟	747-0037	防府市八王子2丁目3-6 三洋興産ビル2F	0835-23-9523
徳島県看護連盟	770-0801	徳島市上助任町三本松375-5 青藍コーポ301	088-634-3297
香川県看護連盟	769-0102	高松市国分寺町国分1524 (公社)香川県看護協会看護研修センター内	087-875-1260
愛媛県看護連盟	790-0843	松山市道後町2丁目11-14 愛媛看護会館内	089-923-1595
高知県看護連盟	780-0901	高知市上町4丁目7-22 西部ハイツII 402号	088-822-3162
福岡県看護連盟	812-0054	福岡市東区馬出4丁目10-1 ナースプラザ福岡2F	092-631-1162
佐賀県看護連盟	849-0201	佐賀市久保田町大字徳万1997-1 看護センター内	0952-68-5437
長崎県看護連盟	854-0072	諫早市永昌町23番6号	0957-49-8064
熊本県看護連盟	862-0950	熊本市中央区水前寺1丁目29番1号 ナビオ水前寺101号	096-383-0023
大分県看護連盟	870-0855	大分市豊饒2-7-1 大分県看護研修会館内	097-574-7088
宮崎県看護連盟	889-2155	宮崎市学園木花台西2丁目4-6	0985-58-2724
鹿児島県看護連盟	892-0816	鹿児島市山下町9番31号 第一ボクエイビル203	099-219-5334
沖縄県看護連盟	901-1101	島尻郡南風原町字大名268-2	098-888-3336

日本看護連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本組織は、日本看護連盟と称する。

(事務所)

第2条 日本看護連盟は、事務所を東京都渋谷区神宮前5丁目8番2号、日本看護協会ビル内に置く。

(目的)

第3条 日本看護連盟は、公益社団法人日本看護協会の目的達成に必要な政治活動を行い、あわせて国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 日本看護連盟の目的達成のため必要な活動を行う。

- (1) 看護職の政治力強化に関する活動
- (2) 看護職組織代表の国政進出と支援に関する活動
- (3) 組織強化・拡大に関する活動
- (4) 広報に関する活動
- (5) 都道府県看護連盟、都道府県看護連盟支部との連携に関する活動
- (6) その他の目的を達成するために必要な活動

第2章 会 員

(種別)

第5条 日本看護連盟会員(以下、「会員」という。)は、正会員、特別会員、名誉会員、学生会員、賛助会員とする。

- 2 正会員は、公益社団法人日本看護協会会員である者。
- 3 特別会員は、正会員の経歴を有し、未就業で公益社団法人看護協会会員でない者。
- 4 名誉会員は、看護連盟活動に顕著な功績のあった正会員、特別会員の中から、別に定める細則に基き、都道府県看護連盟役員会の推薦を受け、日本看護連盟中央役員会(以下、「中央役員会」という。)で承認をした者。
- 5 学生会員は、保健師、助産師、看護師又は准看護師の資格を得るために就学している学生で日本看護連盟の主旨に賛同する者。
- 6 賛助会員は、日本看護連盟の主旨に賛同する者で、中央役員会が推薦する個人または団体。

(入会)

- 第6条 正会員、特別会員、学生会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により都道府県看護連盟を経由して日本看護連盟会長に申込みこととする。
- 2 賛助会員として入会しようとする者又は団体は、日本看護連盟の主旨に賛同する者で、別に定める入会申込書により日本看護連盟会長に申込みこととする。

(会費)

- 第7条 会員の会費は年額5,000円とする。
- 2 名誉会員及び学生会員の会費は免除する。
- 3 賛助会員の年会費は、1口2,000円とし、賛助会員において任意に定めた1口以上の金額とする。

(退会)

- 第8条 正会員、特別会員、名誉会員、学生会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を都道府県看護連盟を経由して日本看護連盟会長に提出し、任意に退会することができる。
- 2 賛助会員は、日本看護連盟会長が別に定める退会届を日本看護連盟会長に提出し、退会することができる。

(除名)

- 第9条 次の行為を行った会員は、第16条に定める総会（以下、「総会」という。）の決議により除名することができる。ただし、本人には弁明の機会を与えるものとする。
- (1) 日本看護連盟の規約又は規約細則に違反したとき
 - (2) 日本看護連盟の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の正当な事由があるとき

第3章 役員

(設置)

- 第10条 日本看護連盟に次の役員を置く
- | | |
|----------|-----------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 2人以内 |
| (3) 幹事長 | 1人 |
| (4) 常任幹事 | 2人 |
| (5) 幹事 | 8人以上10人以内 |
| (6) 監事 | 2人 |

(選任)

- 第11条 役員は、日本看護連盟の正会員の中から選任する。
- 2 日本看護連盟の会長、副会長、幹事長、常任幹事、監事は、別に定める委員会が推薦し、都道府県看護連盟会長会で決定し、総会において報告する。

- 3 前項で決定する役員以外の役員は、中央役員会が推薦し、都道府県看護連盟会長会において決定し総会へ報告する。

(任期)

- 第12条 役員は、任期は、3年を1期とし、選任された通常総会の終了の翌月1日から始まり、3年後の通常総会終了月末日までとする。ただし、2期を超えて再任することはできない。
- 2 役員が任期の途中で欠けた場合は、次の通常総会の終了の翌月1日から就任する役員を選任する。選任された役員の任期は、就任した年から始まる。

(職務)

- 第13条 会長は、日本看護連盟を代表し、業務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
 - 3 幹事長は常勤とし、日本看護連盟の業務を統括する。
 - 4 常任幹事は常勤とし、日本看護連盟の業務を担当する。
 - 5 幹事は、日本看護連盟の業務を分担し、執行する。
 - 6 監事は、その他の役員の業務の執行状況及び会計を監査する。

(顧問)

- 第14条 日本看護連盟は顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、都道府県看護連盟会長会で決定する。
 - 3 顧問は無給とする。

(報酬)

- 第15条 役員は幹事長及び常任幹事を除き無給とする。ただし、会長が常勤となる場合は給与を支給することができる。
- 2 役員には、職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
 - 3 常勤役員の給与は、日本看護連盟常勤役員・職員給与規程に基づき執行する。

第4章 総 会

(種別)

- 第16条 日本看護連盟総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第17条 総会は、第24条で定める代議員（以下、「代議員」という。）をもって構成する。
- 2 総会には、代議員以外の会員も参加することができる。

(権限)

- 第18条 総会は、次に掲げる事項を決議する。
- (1) 規約改正
 - (2) 参議院議員としての組織代表の候補予定者の決定
 - (3) 会員の会費の額

- (4) 会員の除名
- (5) 本会の解散及び残余財産の処分
- (6) 都道府県看護連盟会長会で総会の決議が必要と認めた事項
- (7) 総会の議長団の承認
- (8) その他日本看護連盟の規約に定められた事項

(開催)

第 19 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。

- (1) 都道府県看護連盟会長会が必要と認めるとき
- (2) 会員の 10 分の 1 以上が会議の目的を記載した書面により、会長に対して開催の請求があったとき

(招集)

第 20 条 通常総会は、会長が招集し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を 30 日前までに代議員に通知する。

(議長)

第 21 条 総会に議長団を置く。

- 2 議長団は 2 人とし、総会前の都道府県看護連盟会長会において正会員の中から選出し、総会で承認する。
- 3 議長団は、互選により議長を定め、議長交代は予め議長団の協議により定める。
- 4 議長は総会の秩序を保持し、議事を整理して運営と進行に責任を持つ。

(定足数)

第 22 条 総会は、第 24 条の代議員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

(決議)

第 23 条 総会における決議は代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

2 総会における議決権は、代議員 1 人につき 1 個とする。

(代議員)

第 24 条 代議員は、毎年都道府県看護連盟において正会員、特別会員の中からこれを選出する。

- 2 代議員は総会に出席し、議決権を行使する。
- 3 代議員は、都道府県看護連盟に毎年 2 月 20 日までに会費を納入した正会員及び特別会員 400 人ごとに 1 人とし、それに各都道府県役員 3 人を加えた員数とする。ただし、会員の端数 200 人を超えるときは 1 人を追加することとする。
- 4 総会に出席できない代議員がある場合には、都道府県看護連盟会長は委嘱補充することができる。

第5章 都道府県看護連盟会長会、中央役員会、 ブロック協議会並びに委員会

都道府県看護連盟会長会

(構成)

第25条 都道府県看護連盟会長会は、日本看護連盟役員と都道府県看護連盟会長で構成する。

- 2 顧問は出席することができる。ただし、議決権を持たない。
- 3 都道府県看護連盟会長会は、日本看護連盟役員、都道府県看護連盟会長の各々3分の2以上の出席がなければ成立しない。
- 4 都道府県看護連盟会長が出席できない場合は、都道府県看護連盟役員の中から代理出席を認める。なお、代理出席者は議決権を持つ。

(決議)

第26条 都道府県看護連盟会長会は、日本看護連盟会長が招集し、議長となり、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 予算
 - (2) 決算
 - (3) 役員の選任・解任
 - (4) 臨時総会の開催
 - (5) 後援会の役員
 - (6) 事業計画・事業報告
 - (7) 通常総会の提出議題
 - (8) 総会の議長団の推薦
 - (9) 中央役員会で都道府県看護連盟会長会の決議を要すると認めた事項
 - (10) その他
- 2 都道府県看護連盟会長会における決議は、出席した都道府県看護連盟会長の過半数によって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

中央役員会

(構成)

第27条 日本看護連盟の役員で構成する。

- 2 日本看護連盟会長が認めた者は、参加することができる。
- 3 中央役員会は、日本看護連盟の役員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。
- 4 幹事が出席できない場合は、日本看護連盟会長の承認のもとで代理出席を認める。なお、代理出席者は議決権を持つ。

(決議)

第 28 条 中央役員会は、日本看護連盟会長が招集し議長となり、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会、都道府県看護連盟会長会での決議以外の事項
 - (2) 各種規程、細則、内規、申し合わせ事項の改正
- 2 中央役員会における決議は、出席役員の過半数によって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

ブロック協議会

(構成及び運営)

第 29 条 次に定めるブロックに協議会を置き、ブロックにおける諸問題等を協議する。

- (1) 北海道・東北ブロック
 - (2) 関東・甲信越ブロック
 - (3) 東海・北陸ブロック
 - (4) 近畿ブロック
 - (5) 中国・四国ブロック
 - (6) 九州ブロック
- 2 運営等に関する事項は別に定める。

委員会

(委員会の設置)

第 30 条 日本看護連盟は、中央役員会の決議により必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、中央役員会で選任する。

第 6 章 都道府県看護連盟

(名称)

第 31 条 日本看護連盟は、各都道府県に〇〇（都道府県）看護連盟を置く。

第 7 章 都道府県看護連盟支部

(名称)

第 32 条 都道府県看護連盟に支部を置き、都道府県看護連盟〇〇支部と称する。

- 2 支部の認定に関する事項は別に定める。
- 3 その他、支部に関わる事項に関しては、各都道府県看護連盟で定める。

第8章 事務局

(事務局の設置)

- 第33条 日本看護連盟の事務を処理するため事務局を置く。
- 事務局には所要の職員を置く。
 - 職員は会長が任免する
 - 職員の給与は、日本看護連盟常勤役員・職員給与規程に基づき執行する。

第9章 会計及び会計年度

(会計年度)

- 第34条 日本看護連盟は、会員の会費及び寄付金その他の収入により運営し、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計責任者)

- 第35条 政治資金規正法届出会計責任者は、会長がこれを指名し決定する。

第10章 扶助

(会員の扶助)

- 第36条 正会員、特別会員が、日本看護連盟の機関決定指示に基づく組織活動の遂行中又はその遂行によって死亡、負傷、罹病その他すべての不利益処分などの事項が発生したときは、内規の定めるところにより日本看護連盟において補償する。

第11章 雑則

(委任)

- 第37条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な細則は、中央役員会の決議により別に定める

附 則

- 第1条 この規約は、平成30年6月5日から施行する。

沿革	昭和35年4月19日作成
	昭和38年5月11日改正
	昭和42年5月1日改正
	昭和44年4月25日改正
	昭和49年5月14日改正
	昭和51年5月14日改正
	昭和53年4月24日改正
	昭和54年4月30日改正

昭和 57 年 4 月 26 日改正

昭和 62 年 6 月 25 日改正

平成 5 年 6 月 5 日改正

(平成 6 年施行)

平成 6 年 4 月 27 日改正

平成 12 年 6 月 2 日改正

平成 17 年 6 月 3 日改正

平成 20 年 7 月 31 日改正

平成 23 年 6 月 14 日改正

平成 25 年 6 月 13 日改正

平成 30 年 6 月 5 日改正

日本看護連盟規約細則

(目的)

第1条 この細則は、規約37条により業務を執行するために必要な事項を定める。

第1章 会 員

(住所の変更)

第2条 会員が住所又は勤務先を変更した時は、所属していた都道府県看護連盟に届けなければならない。届出を受けた都道府県看護連盟は、新都道府県看護連盟及び日本看護連盟に変更届を提出するものとする。

(記載及び登録の抹消)

第3条 所属都道府県看護連盟は、会員から住所又は勤務先の変更届が提出されたら、会員名簿の変更又は会員名簿より抹消するものとする。会員を受け入れた都道府県看護連盟は新たに会員名簿に氏名等を登録するものとする。

第2章 会 費

(会費)

第4条 日本看護連盟の会費は、都道府県看護連盟を経由して日本看護連盟に納入するものとする。

(納付期日)

第5条 会費は、翌年度分を2月20日までに都道府県看護連盟を経由して納入するものとする。ただし、新入会者の会費納入期日はこの限りではない。

(納付会費)

第6条 一旦納入した会費は、理由を問わず返還しない。

第3章 委員会

(委員会の設置)

第7条 日本看護連盟は、常設の委員会として以下の委員会を置く。

- (1) 「現場の声」活用促進委員会
 - (2) 広報委員会
 - (3) 選挙対策委員会
- 2 委員会の委員は、中央役員会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成、及び運営に関し必要な事項は、中央役員会の決議により別に定める。

第4章 ブロック協議会

(各ブロック協議会に属する都道府県看護連盟)

第8条 規約第29条に定める各ブロック協議会に属する都道府県は、次のとおりとする。

- (1) 北海道・東北ブロック
北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
- (2) 関東・甲信越ブロック
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・東京都・新潟県・山梨県・長野県
- (3) 東海・北陸ブロック
富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
- (4) 近畿ブロック
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
- (5) 中国・四国ブロック
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県
- (6) 九州ブロック
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

(ブロック協議会の組織、運営)

第9条 ブロック協議会の組織、運営に関して必要な事項は、中央役員会の決議において別に定める。

第5章 扶 助

(補償額)

第10条 規約第36条により、正会員、特別会員が死亡した時は、一律100万円とする。
負傷、罹病、その他の事故については最高額50万円とする。

(予算)

第11条 日本看護連盟の一般会計並びに別途募金によりこれにあてる。

(給付の決定)

第12条 中央役員会において決定する。

(手続き)

第13条 申請書に医師の診断書を添え、都道府県看護連盟会長を經由して日本看護連盟会長に提出する。

(給付の制限)

第14条 故意に給付の事由を生じさせたときは、役員会において当該給付を行わないことができる。

附 則

第1条 この規約細則は平成24年6月16日から施行する

沿革 平成24年6月16日制定
平成26年4月1日改正
平成30年6月5日改正

Memo

A series of horizontal dashed lines for writing.

Memo

A series of horizontal dashed lines for writing.



日本看護連盟

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2

TEL ● 03-3407-3606

FAX ● 03-3407-3627

ホームページ ● <http://www.kango-renmei.gr.jp/>



公式ウェブサイト



WEBアンフィニ



LINEアンフィニ